

「著作権法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見
(2022年9月21日提出)

一般社団法人 日本映像ソフト協会

私的録音録画補償金制度の新たな対象機器として、ブルーレイディスクレコーダーを指定する今回の政令案について、当協会は著作権者に対価を還元する意味から支持します。

当協会はビデオソフトメーカー等を会員とする団体です。当協会の会員のビデオパッケージソフトはコピー不可の技術的保護手段を用いていますので、ビデオパッケージソフトを録画源とする私的録画補償金を要求していません。しかし、当協会の会員は、自らが複製権を有する映画の著作物が放送された場合には、放送からのデジタル方式による私的録画について対価の還元を受けられるべきです。

放送には、いわゆる「ダビング 10」と称される著作権保護技術が用いられていますが、その回数制限範囲内で行われる私的録画も、オリジナルと遜色のない複製物をデジタル方式により作成する行為であり、補償金の対象になるべきものです。「ダビング 10」は、「技術の進展に伴い、映像、音楽を収めたポータブルデバイス、あるいは携帯端末などの登場で、コンテンツを楽しむライフスタイルが変化、多様化しているという現状を認識すべきだ」といった意見を考慮して複製回数の上限を設定したものであり、その回数の範囲内であるからといって、補償金が不要との理由になるとは考えられません。

以上